

江別市障がい福祉計画等策定業務委託仕様書

1 委託業務名

江別市障がい福祉計画等策定業務

2 業務の目的

第6期障がい者福祉計画、第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画を一体的に策定するため、基礎調査を行うとともに必要な支援を行い、計画書(冊子、データ)等を作成することを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

(1)現行計画の現状・課題の分析、評価をすること。

(2)現行計画の分析結果等のほか、国の指針や施策の動向に基づき、次期計画の企画立案をすること。

(3)障がい児・者の意向調査の実施、集計、分析

①国の指針や施策の動向に基づき調査項目の企画立案を行い、江別市に助言するなど必要な支援を行うこと。

②決定した調査項目に基づき調査票を作成し、印刷すること。

③市の指定する期日までに発送用封筒(角2)・返信用封筒(長3)を作成すること。

④市の指定する期日までにお礼状兼督促状のはがきを作成し、印刷すること。

⑤対象者の内訳

区 分	調査数(人)	総数(人)
身体障がい者(18歳以上)	1,520	3,750
知的障がい者(18歳以上)	1,050	
精神障がい者(18歳以上)	1,170	
難病(障害福祉サービス利用者)	10	
障がい児(障害児通所支援受給者を含む)	1,400	1,400
合 計	5,150	5,150

(4)調査票とお礼状兼督促状の発送準備

市の指定する期日までに調査票の封入封緘、封緘後の封筒及びお礼状兼督促状に宛名ラベル貼付けを行うこと。

なお、調査対象者とお礼状兼督促状のタックシールは市が作成し、調査票とお礼状兼督促状の発送及び返送の費用は市が負担する。

(5)データの入力

調査対象ごとに全調査項目を入力すること。

(6)データの集計及び分析

- ①調査票の種類ごと、項目ごとに集計(単純集計)し、全体像を明らかにすること。
- ②クロス集計等、集計方法を提案して集計するとともに、市の指示した方法により集計した結果を明らかにすること。
- ③国が示す指針や基準に基づく障がい児・者支援事業の「量の見込み」の算出、必要事業の「確保方策」等を検討できるよう集計し、分析を行うこと。

(7)データの算出及び分析

- ① 人口の現状分析、障がい児・者人口等及び障害福祉サービス等(障害児通所支援等を含む)の利用状況等を踏まえ、今後の「量の見込み」を算出し、必要事業の「確保方策」等を検討できるよう分析を行うこと。
 - ② 障害福祉サービス等(障害児通所支援等を含む)の円滑な実施を確保するため、地域ニーズを分析し、地域ニーズに応じた障害福祉サービス等(障害児通所支援等を含む)に係る事業所数の算出・分析を行うこと。
- (8)計画策定に係る法令等の情報提供を行うこと。また、市が行う事務等に必要な助言・支援を行うこと。
- (9)策定委員会開催に当たり、概ね6回程度策定委員会に出席し、市に必要な助言・支援等を行うとともに、資料等の調製及び会議録の作成を行うこと。
- (10)障がい児・者等の団体に対するヒアリングを実施するに当たり、概ね5回程度団体ヒアリングに出席し、市に必要な助言・支援等を行うとともに、資料等の調製及び会議録の作成を行うこと。
- (11)市の指定する期日までに計画骨子案を作成すること。
- (12)市の指定する期日までに計画素案を作成すること。
- (13)市の指定する期日までに障がい児・者意向調査(アンケート調査)報告書及び計画書(概要版、点字版及びDAISY版を含む。)のデータを作成し、印刷製本をした上で納品すること。併せて、計画書の策定に当たって分析・算出した内容のデータを作成し、納品すること。
- (14)前各号のほか、実施要領に記載されている内容を実施すること。

5 江別市に納品するもの

意向調査結果の集計・分析を取りまとめた報告書及び計画書(概要版含む)並びに算出・分析結果を取りまとめた報告書等を次のとおり作成し、納品すること。また、報告書等は必要に応じ、グラフ及び図表を使用し、わかりやすく、見やすい内容とすること。

なお、成果品は印刷可能な電子データ(マイクロソフト社ワード・エクセル)及びPDF形式にしたものを、別途CD-ROM等により納品すること。

(1)障がい児・者意向調査に係る成果品

- ①作成した調査票
- ②4-(5)において入力した調査項目の生データ(エクセルまたはCSVファイル)及び調査票の原票
- ③集計報告書(4-(6)の単純集計、クロス集計、分析結果等)
- ④障がい児・者意向調査報告書(各項目ごとに単純集計、クロス集計の結果を表・グラフ等で

表現するとともに、分析結果並びに単純集計結果、クロス集計等結果及び他の資料から作成した特記すべき事項を文章化してまとめたもの) 70部(表紙2色刷り、本文1色刷りA4版両面印刷仕様、250頁程度)

(2)江別市障がい福祉計画等策定事業(計画書)概要版 70部(表紙2色刷り、本文1色刷りA4版両面印刷仕様、Uni-Voice 付き、30頁程度)

(3)江別市障がい福祉計画等策定事業(計画書) 70部(表紙2色刷り、本文1色刷りA4版両面印刷仕様、200頁程度)

(4)5-(2)に係る点字版 10部

(5)5-(2)に係るDAISY版(CD-ROM) 30枚

(6)4-(9) 及び4-(10)に係る資料及び会議録

※会議録は会議開催後、10日間以内に提出すること。

6 業務スケジュール(予定)

【策定委員会】※計画策定の進捗状況により、回数は増減する場合があります。

6月 第1回策定委員会(概要説明、団体ヒアリング説明)

7月 第2回策定委員会(現行計画分析、アンケート説明、団体ヒアリング内容検討、計画骨子説明)

8月 第3回策定委員会(計画骨子検討)

11月 第4回策定委員会(計画素案説明、アンケート結果報告、団体ヒアリング結果報告)

12月 第5回策定委員会(計画素案検討、パブリックコメント実施説明)

2月 第6回策定委員会(パブリックコメント結果報告、計画策定)

【団体ヒアリング】※計画策定の進捗状況により、回数は増減する場合があります。

8月～10月 団体ヒアリングを3回程度実施

7 支払方法

江別市の定める手続きによって、書面による請求を行う。

8 その他

(1)委託期間中における迅速な対応が可能な人員体制の確保を行うこと。

(2)委託業務の詳細及び疑義が生じた場合は、市と協議の上決定するものとする。

(3)委託契約締結後、業務処理計画書を市と協議の上、提出するものとする。

(4)計画策定に当たり、データの算出及び分析に市が所有するデータ等が必要な場合は、受託者の求めに応じて、市は可能な範囲内で情報を提供するものとする。なお、個人情報を含むデータ等は提供しない。

(5)委託業務により知り得た内容を、第三者に漏らしてはならない。委託期間満了後又は委託契約解約後においても同様とする。

(6)成果品の管理及び権利の帰属は、全て委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

(7)実施済み当該業務の公募実施要領、企画提案書及び仕様書に定めのない事項は、市と協

議の上決定するものとする。

9 担当課及び問合せ先

(1)障がい者福祉計画及び障がい福祉計画

江別市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係(江別市役所西棟1階)

担当:佐藤

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

電話:011-381-1031

ファックス:011-381-1073

E-mail:fukushi@city.ebetsu.lg.jp

(2)障がい児福祉計画

江別市子ども家庭部子育て支援課子育て支援係(江別市役所西棟2階)

担当:吉田

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

電話:011-381-1408

ファックス:011-381-1070

E-mail:kosodate@city.ebetsu.lg.jp